

H25包括外部監査（テーマ）農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
1	意見	全般事項	予算の細分化の弊害	農林水産部	農政課	<p>農林水産業関連事業の予算執行を検証していくと、個別事項でも記載しているが、様々な事業で予算の細分化が行われている。確かに県の予算編成においては、毎年の政策・事務事業評価により事業の見直しを行っている。また、目的の同じ部内の各事業をぶら下げ、重点化すべき予算施策を検討しながら、予算配分の重点化を図り、ぶら下がった各事業についても実施方法の見直しやスクラップアンドビルドを行っていることも理解している。</p> <p>ただ、それでも予算が細分化されているために大胆で戦略的な予算配分が行われにくい可能性があるように監査人には感じられる。財政危機が深刻化して、財政赤字を減らす大胆な改革が求められている現状においてはさらなる努力が求められる。</p> <p>そのためには、実施する事業の位置づけを明確にして、類似・関連した事業のより一層の統合・再編を行い、事業内における予算流用を弾力化し、事業執行の機動性と自律性の向上を今以上に図っていくことを今後検討することが必要であろう。</p> <p>予算編成に関して、時代の移り変わりにより従来の方法を必ずしも踏襲することがベストではないかもしれない。柔軟な姿勢で予算編成を行うことにより行財政改革をより一層進めて頂きたい。</p>	<p>予算編成に当たっては、毎年、政策・事務事業評価により事業の見直しを行うほか、実施方法の見直しやスクラップ・アンド・ビルドを徹底しており、今後も、類似・関連事業の統合・再編などに取り組み、予算配分の重点化、事業執行の機動性の向上などに努める。</p> <p>なお、平成26年度当初予算では、平成25年度まで農林水産部の複数の課で実施していた6次産業化関連事業を戦略的に統合し、合わせて組織再編も実施して、きめ細やかな事業執行を行っているところである。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
2	意見	全般事項	農林水産業の6次産業化とは	農林水産部	農政課	<p>6次産業(ろくじさんぎょう)とは、1次産業としての農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、2次産業や3次産業にまでふみこむことをいう。また、農業経営を多角化するだけでなく、商工業の事業者と連携する動きもある。このような6次産業化の目的を簡単に言えば、捕ったり作ったりするだけでは農林水産業従事者に落ちる付加価値は小さいが、最終販売まで手掛けることによってより大きな付加価値を手にすることができるというものである。</p> <p>但し、ここで注意しなければならないことがある。それは単にそれまで加工業者や市場・流通業者が担っていた機能を1次産業従事者が担うのでは、単なる既存のパイの取り合いになってしまう恐れがある。また、農林水産業と製造業、小売業はそれぞれの専門性を生かして分業しているにもかかわらず、その分業を崩せば、最悪の場合、効率が現状よりも低下してしまう可能性さえある。</p> <p>そこで重要なのは、農林水産業及びその関連分野で現状よりも付加価値を増やしていくことである。そのためには、現在の分業をそのまま生かして、生産物の質を向上させてブランド化等に力を入れ(1次産業特化型)たり、農林水産現場での加工部門に力を入れ(1次産業+2次産業型)たり、ネット等を通じて消費者と生産者を直接結ぶことによって販売を促進する(1次産業+3次産業型)などといった不完全な6次産業も含めて様々な形態があると思われる。このように6次産業化によって、他産業と連携し他産業の気づきを取り入れながら、新しい付加価値を創出していくことが最も大切なことである。</p> <p>現状においては、「6次産業化」という言葉は、多くの人々がぼろぼろのイメージを持っている可能性がある。実際に、県が進めている事業においても、その概念が曖昧なままで事業を行っている印象があり、果たして本来の目的を達成できるのか疑問である。要は農林水産業及びその関連分野で付加価値を増やし、関係者の所得を向上するための事業であることを理解しておくことが必要である。</p>	<p>6次産業化に関する県事業の実施に当たっては、平成23年9月議会における知事答弁のとおり、「本県の6次産業化を一層促進することにより、農業者の所得向上と農山村の活性化を図ってまいりたい」と考え、取り組んでいるところ。</p> <p>なお、6次産業化については、平成22年12月公布・平成23年3月施行の「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)」により、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みが、6次産業化の取組みとされていることから、多くの人々が法律に規定された6次産業化を認識するように、今後も、機会あるごとにPRに努めていくとともに、農山漁村の活性化と農林水産関係者の所得向上に向け、引き続き支援に努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
3	意見	全般事項	農林水産従事者の高齢化問題	農林水産部	農政課	<p>現在の農林水産業においては、その従事者の高齢化が担い手の問題として必ずその主要な問題点のひとつとして取り上げられている。確かにこのことが県の農業だけでなく、日本の農業において重要な問題であることは間違いない。しかし必ずしも高齢化＝マイナスだと思いきまなくても良いのではなかろうか。大事なことはその問題をどう捉えて行くかである。確かに従事者の高齢化は、後継者問題(担い手の問題)を生みだしている。しかしながら、若い従事者にとってはどうであろうか。例えば農業の現場において、農業従事者の減少は今後利用可能となる農地が大幅に増える可能性があるとも考えられるはずである。しかもこのことにおいて失業者が発生する訳ではないため、行政サイドにおいても、従来の従事者(農地の所有者)に新たな就職先を斡旋する必要もない。もちろんそのためには、農地を代々相続して農業を継続して行っていくといった従来の考え方を見直し、他の農業従事者への貸し出しや販売を活性化させる方法を検討していくことが必要である。</p> <p>このような方法を検討し実施していくことに対して積極的に予算を配分していくことが地域を活性化し、農林水産業を発展させていくと思われる。そのため、県としても可能な範囲で、積極的な政策を検討して行って頂きたい。</p> <p>今後は、若い農業従事者を単なる1次産業の生産者としてだけでなく、生産から最終消費者への販売・供給までのフード産業(6次産業)における起業家として活躍出来るように図っていくことも重要になってくるであろう。1次産業から生じる利益には限界があることを考えると、フード産業の場にこのような若い農業従事者を関与させることは、地域や農林水産業の未来のためにも必要なことである。そのため県として何が出来るかを真剣に考えて頂きたい。</p>	<p>国は、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」を目標に掲げ、平成25年度に「農地中間管理事業の推進に関する法律」を制定(H26.3.1施行)し、都道府県段階に農地中間管理機構を整備、活用することにより、農地の貸借を中心とした担い手への農地集積・集約化を加速化することとしている。</p> <p>本県においては、(公財)えひめ農林漁業担い手育成公社を農地中間管理機構に指定し、平成26年4月、同公社を(公財)えひめ農林漁業振興機構に改組、体制強化し業務を開始したところであり、今後とも、市町、市町農業委員会、JA等関係機関との緊密な連携のもと、「人・農地プラン」の定期的な見直し、実行や機構集積協力金等機構関連施策の効果的な活用などにより、担い手への農地集積・集約化を推進してまいりたい。</p> <p>なお、新規就農者の確保・育成については、(公財)えひめ農林漁業振興機構や各地方局・支局の地域農業室に就農相談窓口を設置するとともに、県内外で就農相談会を行い、就農希望者の掘り起こしに努め、就農希望者に対しては、先進農家研修の斡旋や制度資金の融資、就農に必要な機械・施設の整備への支援などを通じて、就農に向けた技術習得や資金面での支援を行っている。</p> <p>また、若い農業従事者が6次産業化への関与を高めしていくことは、県も大事なことで認識しており、「県若い農業経営者大会」でろくじすとクラブの紹介を行ったほか、SNS(フェイスブック)を活用した6次産業化情報の発信などに努めている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
4	意見	全般事項	農地集積の必要性	農林水産部	担い手・農地保全対策室	<p>日本の農業の現状では、現状小区画や零細農家に立脚した稲作の効率化には限界があり、厳しい国際競争において勝ち抜くのは困難かもしれない。しかし、稲作以外の農作物や花きなどの国内市場は、高品位でさえあれば、比較的高い価格帯での販売展開は必ずしも不可能とは言えないのではなかろうか。また、国内市場は、地産地消の動きが顕著であり、地元でとれた作物への需要が伸長している。</p> <p>現行の法制度においては、農地保有は農家に限定されており、異業種による農業参入はまだまだ参入障壁が高いと言わざるを得ない。しかしながら、農地集積して大きな農地区画を実現し、農地利用を少人数の経営者に集中させれば、日本(愛媛県)において大規模な農業を展開することが可能はずである。すなわち現在の景観を保全しながら大規模な農場を維持できるのである。所有権の移転による集積は現状においては困難であると思われるので、土地の利用権の移転(長期契約)等によって農地の集積を進めて行くことが必要である。</p> <p>農地集積に関しては、県独自で行えるかといえ、そこには自ずと限界があることは言うまでもない。また現状においても可能な範囲で県も積極的に農地集積を行っていることは理解しているが、今後も県の農業発展のために農地の集積化をより一層進めて行って頂きたい。</p>	<p>国は、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」を目標に掲げ、25年度に「農地中間管理事業の推進に関する法律」を制定(H26.3.1施行)し、都道府県段階に農地中間管理機構を整備、活用することにより、農地の賃借を中心とした担い手への農地集積・集約化を加速化することとしている。</p> <p>本県においては、(公財)えひめ農林漁業担い手育成公社を農地中間管理機構に指定し、平成26年4月、同公社を(公財)えひめ農林漁業振興機構に改組、体制強化し業務を開始したところであり、今後とも、市町、市町農業委員会、JA等関係機関との緊密な連携のもと、「人・農地プラン」の定期的な見直し、実行や機構集積協力金等機構関連施策の効果的な活用などにより、担い手への農地集積・集約化を推進することとしている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
5	意見	全般事項	アグリセラピー	農林水産部	農政課	<p>『アグリセラピー』とは、自然と触れ合う農体験によるセラピー効果とカウンセリングにより、現代の生活に疲れた人が心身ともに健全な自分を取り戻すことが期待できる取組みである。最終的に、自分を取り戻し、「自分は、本当は何がしたいのか」について体系づけて表現し、人のつながりを見つけていくことである。</p> <p>実際に、アグリセラピーを実施している農地では、参加者が互いに助け合い、作物を前に喜びを分かち合っている。企業や学校で精神的不調を訴える人が増える中、集団での農作業を通じて回復を目指す取組みが広がっている。農業研修を通じて、若者達の職業意識と自信を醸成し、社会復帰を促進している事例もある。農地の担い手不足とニート・ひきこもりの若者若しくはストレスで疲弊した現代人とのマッチングは、複数の社会的課題の解決に向けた興味深い取組みと言える。</p> <p>愛媛県においても、農業の担い手不足は深刻であり、同様の取組みを実施してみてもどうか。もちろん農業の担い手不足がこれだけで即解決される訳でないことは十分に理解している。ただ、農作業を通じて「ストレス対処能力」の高まりが期待されることもあり、アグリセラピーを通じてストレスを軽減したのには、地域の農業の担い手として、活躍する場を提供するなど、若干であったとしても担い手不足解消と県民のストレス軽減という目的の同時達成について県が主体的に出来るかもしれない。また、ここで収穫する作物をレストラン等で利用してもらえば、結果的に「都市と農村の交流」も実現する。まさに、複数の問題を同時に解決できる可能性がある取組みであり、ぜひ県でもその実施を検討していただきたい。</p>	<p>アグリセラピーは、企業や学校で精神的不調を訴える人が、集団での農作業を通じて回復を目指す手法である。このため、福祉施設やNPO法人がセラピーを目的に農業参入することに対して、支援を行うことが妥当と考える。なお、新規就農者を確保するための手法として考えた場合、副次的効果が期待されるとしても十分な成果を得ることは困難と推察され、県が直接実施するものではないと考えらる。</p> <p>また、「都市と農村との交流」については、県内の里・山・海にある地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの展開に努めているところであり、それぞれの地域において特色を活かした取組みが図られるよう支援してまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
6	意見	全般事項	攻める農業	農林水産部	農政課	<p>高知県はオランダ型農業をモデルにしたハウス農業システムの開発に乗り出し、軒が高いハウスを県農業技術センター(南国市)に導入している。温湿度や二酸化炭素(CO2)を制御する技術で施設野菜の生産性を高めるものである。オランダ型システムを高知の気候に合うように変え、低コスト・高収益の仕組みを構築した上で農家への普及を目指すものである。</p> <p>オランダは野菜や花きなどを生産するハウス農業の世界的な先進国で、米国に次ぐ世界2位の農産物輸出国である。CO2濃度など環境条件を人工的に制御する技術を駆使し、生産性の高い農業を実施している。高知県は09年にオランダ・ウェストラント市と友好園芸農業協定を締結し、オランダ農業を参考に、ピーマンやナスの害虫駆除に天敵を用いる環境保全型農業に取り組んできた。今後、高知県は高収益なハウスシステムを構築することで農家の経営の安定と農業の振興を目指していく、という。</p> <p>愛媛県においても、高度野菜栽培プラントなど、高知県同様に研究を進めていることは認識しているが、今後は、オランダと高知の情報共有の様に、既に成功している事例について積極的に情報を入手するという事も検討して、攻める農業を目指して欲しい。</p>	<p>本県においては、かんきつにおける紅まどんなや甘平、畜産における媛っこ地鶏や愛媛甘とろ豚など、ブランド化したものの販売促進に努めるとともに、イチゴの新品種である紅い雫や愛媛ブランド牛などの開発にも努めているところ。</p> <p>また、愛媛の農産物を売り込むために、知事のシンガポールや台湾などへのトップセールスや首都圏におけるPRなど、国内外に向けて積極的に販売促進活動を行っているほか、生産から加工・販売を行うことで農産物の付加価値を高め、生産者の所得向上を目指す6次産業化の推進にも取り組んでいるところ。</p> <p>さらには、ICT活用による農産物の生産効率性の向上等にも努めており、これらの取組みを効率的・効果的に実施することで、今後も攻めの農業を推進してまいりたい。</p> <p>なお、農林水産研究所では、平成23年度から3カ年、葉菜類の生産において、無農薬で周年安定生産が可能な愛媛農水研方式の底面給水システムを利用した省エネルギー・低コストの野菜栽培プラントの研究を実施し、11品目について栽培をマニュアル化した。また、平成22年7月に立ち上げた愛媛野菜プラント研究会(H26年9月現在、会員数97人)において、意見交換や技術交換を行いながら、技術開発及び普及を進めており、現在県下7か所でプラントが導入されている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
7	意見	葉たばこ廃作関連緊急対策事業費	葉たばこ廃作関連緊急対策事業費の必要性	農林水産部	農産園芸課	<p>当事業以外にも、廃作農家に対する所得補償として、JTから廃作協力金が10a当たり280千円支払われている。県内葉たばこ生産者からの応募廃作面積の合計は10,616.6aであるから、約297百万円の廃作協力金が、県内廃作農家に助成される計算である。JTから日本たばこ耕作組合へは、今後の営農活動や転換作物に対する助成ではない旨説明がされているが、廃作農家に対する補償について、廃作協力金以外に県が独自で葉たばこ廃作関連緊急対策事業を行う必要に関して納得しがたい。葉たばこ以外の廃作農家にも同様にこのような事業を行ってはいないのであるか。</p> <p>また、農家は一軒に一台専用の農業機械を所有するのが一般的であると思われる。にもかかわらず、わざわざ共同利用機械の購入に県費を投入する必要があったのか疑問である。全ての廃作農家が同等にこの事業の恩恵を受けるようなものとは到底考えられない。</p> <p>当事業は、平成24年度のみの実施であることから、共同利用機械等購入後の使用実績の調査等を行う予定もなく、実際に有効に活用されているかどうかはわからない。廃作にあたり県費による補助が行われたのは初めてとのことであるが、今後似たような事業を行う場合も考えられるので、共同利用農業機械が本当に有効活用できているかどうかの検証をしていただきたい。</p>	<p>本事業は、葉たばこ廃作農地への早急な転換作物の導入による農地の適正な利用及び産地の再編を図るために実施したものであり、廃作後の平成25年度の土地利用状況は、野菜や水稻等が作付され、耕作放棄地は生じていない。</p> <p>また、農業機械の導入にあたっては、経営規模に見合った適正な機械の導入が必要であり、今後とも、機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図ることとしている。</p> <p>なお、事業で導入した機械等の利用農家は、平成25年度に、142戸から177戸に増加、また、利用面積も111haから167haに拡大しており、有効活用できている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
8	意見	あぐりすとクラブプロジェクト活動支援事業費	プロジェクト活動支援事業について	農林水産部	担い手・農地保全対策室	<p>当該支援事業ではコーディネーターを派遣して企業による商品開発や販路開拓を支援している。しかしながら、県が商品開発や販路開拓に主体となって取り組んでいるという訳ではなく、県が紹介したコーディネーターと企業の取り組みに委ねられているのが現状である。上記、「ビジネススキルアップ研修会」の無料開催の妥当性との関連にもなるが、コーディネーター費用は本来、成果を求める企業が負担すべきである。県が負担する必要性が本当にあるのだろうか。</p> <p>さらに、上記の通り、プロジェクト活動支援事業において一定の成果は認められるものの、監査人が感じたのは、農業関連事業においては似通った事業が林立し、似通ったことが各事業で行われているということである。</p> <p>例えば、後述する「えひめの農林水産物販売拡大サポート事業」では、えひめ愛フード推進機構を中心として、生産者や市町等と連携し、県産農林水産物のブランド化や県内外での販売拡大に取り組むことで、効果的な事業執行を目指している。農産物の商品開発や販路開拓において、実施主体が県に複数存在する意義はあるのだろうか。本事業におけるコーディネーター派遣による商品開発や販路開拓事業の実施主体をえひめ愛フード推進機構に統合して、効率的な事業執行を行うとともに、情報が共有できる仕組みとすることを検討すべきではないだろうか。</p>	<p>農産物の価格低迷など農業経営が圧迫される中、所得を向上し経営を安定させるためには、これまでの生産部門のみならず、加工、販売分や含めた経営のビジネス化が有効と考えている。現在では、国の施策において6次産業化事業の推進が打ち出され、その重要性は認識されているものの、事業を創設した平成23年頃は農業者の認識が薄く、何もない状態であった。そのため、6次産業化に積極的に取り組んでいただくため、県施策として、きっかけづくりから優良モデルの育成まで発展段階に応じて支援し、6次産業化の有益性を多くの方々に知っていただき、取り組んでいただくことを目的としていたことから、研修に係る経費は県が負担していた。</p> <p>えひめ愛フード推進機構は、県産農産物のブランド化や販路拡大を目的としており、当事業は農業者の経営改善を目的としたものであることから分離して、事業を実施している。</p> <p>当該事業は、平成26年度当初予算において、6次産業化のさらなる推進を図るため、既存の関連事業を統合・集約するほか、愛媛6次産業化サポートセンターを設置して、総合的な相談・支援ができるよう見直しを実施している。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
9	意見	グリーンツーリズム推進事業費	地域活性化・農林水産関係者の所得拡大等に関する事業の積極的な推進について	農林水産部	農政課	<p>過疎・高齢化により農林水産業だけで生計を立てるのが難しい農山漁村において、如何に担い手の確保・育成を図るかが大きな課題となっている。グリーン・ツーリズムは、受け入れ側の農山漁村地域に、①民宿経営と有料体験メニュー提供による農林漁家の所得向上、②農山漁村地域全体の受益、③女性の参加、高齢者の生きがい創出という効果があり、住民主体の農山漁村の振興策として期待されているものである。また、愛媛県では、グリーン・ツーリズムは、農林漁家が本業を継続しつつ、大きな初期投資をせずに民宿経営や体験メニューを提供することで、所得を向上させることを狙いに事業推進がなされている。</p> <p>愛媛県においては、推進実績データは毎年集計されている。農林漁家民宿及び交流施設の年間宿泊者数及びグリーン・ツーリズム体験メニュー数は年々増加しており、順調に推移している。実績の拡大に従って、農林漁家の所得向上が図られていると考えられる。</p> <p>農林水産関係においては、事業の「効果」や「実績」の集計や評価を適時適切に行うことが困難であったり、行われなかったりすることがある多の中で、本事業では、低廉な予算の中で効率的に事業推進が行われ、かつ適切に自己評価が行われていると評価できる。</p> <p>地域の活性化と農林水産関係者の所得の拡大等のために、今後もこのような事業を積極的に推進していただきたい。</p>	農山漁村の活性化と農林水産関係者の所得向上に向け、引き続き、費用対効果の高い事業実施に努めてまいりたい。

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
10	意見	中山間地域 総合整備事業	地域の特性を 考慮した事業 の検討の必要 性	農林水 産部	農地整備 課	<p>事前の費用対効果分析において必要なのは「効果が費用を上回る ことの立証」ではない。投下する費用に見合う効果を得るために何を すべきか、どのようにすべきか、実情を踏まえて知恵を絞ることにあ る。</p> <p>愛媛県は県土の7割もが中山間地域であるという特性があり、その 特性を踏まえた政策遂行が必要である。また、本事業の目的には 「農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした 地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の 立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤及び農村 生活環境基盤の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図る」 とある。その目的の趣旨を達成するという観点からは、評価期間や 割引率等の諸係数がたとえ国が定めたものであっても、地域の特性 や立地条件を踏まえて考慮検討されるべきであって、どの地域でも 同じ数値、同じ率を適用したのでよい、ということにはならないと思わ れる。</p> <p>費用対効果の分析が事業採択に本当に生かされているのか、という 疑問が生じる。仮に低採算になる場合であっても、例えばグリーン・ ツーリズム等のソフト的な事業との組み合わせによって便益確保の ための政策ミックスを実現できることではないかと思われる。</p> <p>そのような意味でも、例え国の規定があったとしても、県の予算で 行っている以上愛媛県として地域の特性を考慮した上で事業の検討 を行って頂きたい。</p>	<p>土地改良法では、土地改良事業の実施に当たって、基本的要 件として「すべての効用がすべての費用を償うこと。」が定めら れている。</p> <p>このため、国(農林水産省農村振興局)においては、事業評価 を適切に行うための費用対効果分析に関する基本的な考え 方、費用と効果の計測範囲などについて定めた「土地改良事 業の費用対効果分析に関する基本方針」(平成20年3月)を作 成するとともに、具体的な費用対効果分析の算定方法につい て、「費用対効果分析マニュアル」(平成19年3月)を定めてい るところである。</p> <p>これら(基本方針、マニュアル)によって、評価期間や割引率等 が定められており、各県では、国の示した費用対効果分析手 法に基づいて、事業評価を行ったうえで、事業実施に取り組 んでいる。</p> <p>ご意見のように、民間事業では事業計画の際に評価期間や 割引率等の諸係数を個別に設定することは広く行われている が、社会的割引率、公共事業による便益を評価する際に、将 来便益を割引くために用いられる割引率の値に関しては、わ が国の公共事業では全て4%(平成16年以降)が適用されてお り、その値がわずかに変動するだけでも評価が大きく異なるた め、社会的割引率の導出には慎重さが求められるのものであ り、県レベルで独自に設定することは困難である。また、同様 に評価期間についても個別に検討することは煩雑かつ困難で あり、これら諸係数等を県において設定することは考えていな い。</p>
11	意見	中山間地域 等直接支払 交付金事業	各集落への制 度の積極的な 働きかけ	農林水 産部	担い手・ 農地保全 対策室	<p>アンケート結果では、本事業が協定先に評価されている状況が認め られる。ただし、対象農用地が16,950haのうち、3,023haはいまだカ バーできていない。残りの農地も本制度を活用してもらうよう、集落 連携促進加算等を活用して、各集落に積極的に働きかけて頂きたい。</p>	<p>交付対象農地の拡大や集落連携については、これまでも市町 を通じ指導を行ってきたところである。平成27年度からの第4 期対策においても、集落連携の加算は制度として継続する見 込であるため、制度等を活用し交付対象農地の拡大に努めて まいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
12	意見	中山間地域等直接支払交付金事業	適切な評価の必要性	農林水産部	担い手・農地保全対策室	アンケート結果には「この制度により農地を維持することは難しい。延命に過ぎない。」との意見もある。高齢化が進展する中で、集落の将来像に不安を持っているからこそその意見であると思われる。その不安は結局新規就農者の増加でしか解消できないと思われる。その意味でも本制度が中山間地域における新規就農支援においても活用されていくことを期待する。 また、条件不利地域における高齢化の進展に本制度がどのように対応できたかを明らかにするため、第3期の最終評価においては、中間年評価、第2期最終結果と比較した上で第3期における取り組みの意義を明らかにすることが必要であろう。	本制度に取り組む協定は、農業生産活動等の体制を整備することにより通常単価が得られる。その体制整備の活動内容の中に「新規就農者の確保」があり、平成25年度末時点で25人の新規就農者が確保されたところである。今後とも、中山間地域での農業が継続的に持続できるよう本制度に取り組んで参りたい。 3期対策から「集团的かつ持続可能な体制整備」の活動を行うことで、通常単価が得られるようになり、農業生産活動等の継続が困難となった場合にも、農業生産活動を継続し得る体制を整えたことから、高齢者も安心して参加できるようになり、協定締結前と比べ高齢者の活動が活発化したとの評価が示されている。
13	意見	先進型樹園地整備モデル事業	樹園整備事業の普及について	農林水産部	農地整備課	県内の樹園地には急傾斜地も多く、高齢化している果樹農家にとって果樹生産は大変な重労働である。さらに上記のように国の事業である中山間地域等直接支払制度において「畑」に区分される等、柑橘に対する政策的な保護は十分とは言えない。県は、国が「コメ」に持つのと同じ熱意をもって柑橘産地の弱体化を防止し、さらなる発展を志向する必要がある、そのためには本事業のような県独自の事業が必要不可欠である。 本事業は、樹園地版ほ場整備の新たな試みとして位置づけられる。現在は3地区のモデル事業であり、予算も少額であるが、早急に全県下に樹園整備事業を普及していただきたい。	本事業による柑橘産地の再編整備手法は、安価かつ早期に事業効果が発現できることから、整備したモデル地区の事例をもとに、平成25年度末からJAなど関係団体を通じて、果樹農家に対し、広報誌への掲載やモデル園地展示会の開催等により、担い手の規模拡大に繋がる手法として啓発・普及を図っている。
14	意見	農業近代化資金投融資費	農業近代化事業の積極的な対応について	農林水産部	農業経済課	農業近代化資金は、他の産業における貸し倒れの危険度と比較しても、その残高事故率(貸倒率)は低いと思われる。農業は天候や災害、さらには市場の価格変動等に左右されるため事業のリスクが高いと一般的に言われている業種であるが、「近代化」という前向きな性質の資金については市中の金融機関であっても、検討できる資金も充分存在すると思われる。 また、農業近代化資金が過去10年間にわたって低い残高事故率になっていることを踏まえて本県農業の今後を考察すると、農地利用集積、農業経営者の経営規模拡大、施設の高度化といった農業近代化を通して農業経営者の自立を促す政策こそが最も望まれる政策であるのではなかろうかと思われる。県もそのような政策に関連する事業に対して積極的に行っていって頂きたい。	農業近代化資金の平成24年度実績は最近10年間では最大の96件5億3千4百万円であり、平成25年度実績は98件5億3百万円となっている。平成26年度9月末現在においても42件2億1千9百万円となっており、前年同期比で、件数では6.7%減であるが、金額は33.6%増となっており、堅調に利用が行われているところである。 また、平成24年度2月補正予算から新たに事業化された、制度融資等の融資を受けることを要件とした、経営体育成支援事業(融資主体補助型)における、農業近代化資金の利用は平成25年度2件5,835千円、26年度5件11,157千円と増加傾向にあることから、今後とも引き続き農業近代化資金制度の周知に努め、利用促進を図っていきたい。

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
15	意見	首都圏外食市場への「えひめの食材」参入促進事業費	「えひめの食材」に対するメリハリある対応について	農林水産部	ブランド戦略課	<p>全国津々浦々の生産者がしのぎを削る中、首都圏という大市場で認知され販売実績を挙げていくのは容易ではない。「えひめの食材ファイル」に掲載されている食材は100品目以上にも挙がるが、その全てが売れるという発想は捨てた方がいい。生産者のたゆまぬ努力に裏打ちされてもおお、消費者に受け入れられ、販売実績が拡大していくのはその一部である。現在は認知度が低いものの、将来販売実績が上がる可能性があり、農家所得の向上や農業振興につながるものであれば、事業費の投下に意義は見出せる。しかし、販売実績が上がる可能性がないものまで事業費を投下していくことについては、県民が納得する確固とした理由が必要になると思われる。県の事業としておこなう以上は、メリハリをつけて行く必要がある。</p>	<p>事業実施期間中の販売額は1億円を超え、販売品目も170品目以上の実績があり一定の成果を得ている。平成26年度現在では民間に事業継承し、首都圏への産品販売を継続している。</p>
16	意見	「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏PR事業費	事業の継続と認知度測定の必要性について	農林水産部	ブランド戦略課	<p>本質的な課題として、今回のPR活動を行った結果、どのような効果が県にもたらされたかを知ることは困難である。事業は、不特定多数の一般消費者をPR対象としており、表参道エリア及び2週間という限定された中で、どれほど「えひめ」が浸透したかを測ることは難しい。首都圏の消費者による県の農林水産物の購入につながるものが最終目的ではあるが、事業の性質上、事業費14,370千円に対する効果を測ることは困難である。仮に、単年度で事業が終了したとして、一体どれほどの人の中に「えひめ」が記憶されるのだろうか。このようなPR活動については、単年度の事業とするのではなく、数年間は事業を継続し、年々「えひめ」に対する認知度がどれほど浸透したかという効果も測って頂きたい。</p> <p>事業はソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つであるフェイスブックも利用してPRが行われ、事業を通じて4,200名もの登録者があった。また、新たに6軒の飲食店が県産品の仕入を行うようになり、販路開拓にもつながったことは間違いない。フェイスブックの利用者数や販路開拓数等を一つの測定指標として、是非今後も伸ばして頂きたい。また、県は、当該事業は有効であったとして、平成25年度は予算規模を拡大して実施する予定であるが、平成26年度以降も実施していくべきと考える。</p>	<p>フェイスブックの登録数は平成25年度時点で11,000人にまで達しており、これまでの取り組みが浸透してきた結果の表れであると考え。今後も「えひめ」に対する認知度の向上等の成果を検証しつつ、実需の創出を念頭に置きながら平成27年度も、よりパブリシティ効果の高い事業手法を検討していきたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
17	意見	サイクリングイベント活用かんきつPR事業	長期的なPR戦略構築の必要性について	農林水産部	ブランド戦略課	<p>県は従来から台湾との関係強化を図っており、かんきつ類の輸出にも力を入れている。当該事業では、台湾花蓮市他で開催される自転車イベント参加者や、しまなみ海道を訪れる台湾からのサイクリングツアー訪問団に対し、みかんやポンジュースの提供を行うことで、PRを行おうというものである。知名度の高いイベントに参加することで、新たな宣伝効果が表れると期待されている。前述の「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏PR事業と同様、新たなPR形態の一例であり、斬新さを感じる。</p> <p>事業の性格も「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏PR事業に近いものがある。イベント参加者や観客といった不特定多数をPR対象としており、4,225千円の事業費が投下された結果、愛媛のかんきつ類がどの程度浸透したかを測ることが難しい点、やはり課題が残る。消費者への周知は一朝一夕に終わるものではなく、一定の期間繰り返し行うことで達成されるものである。監査人としては、このようなPR活動は、単年度の事業とするのではなく、長期的にPR戦略を構築し、その中で各PR活動を展開していくことが必要と考える。</p>	<p>生産量日本一を誇る愛媛県産かんきつのPRは非常に重要と考えており、平成26年度に実施された8,000人規模の国際サイクリング大会でのPRのほか、平成27年度以降予定されている数10人～1,000人規模の大会においても引き続きPR活動を展開することとしたい。</p> <p>御意見のとおり、事業効果の測定が困難であるという課題があるが、イベント参加者がブログやSNSなどのインターネットツールを使って情報発信していただき、コメント数や『いいね!』の数等で波及効果を測定することや、情報発信力の高いブロガーなどをイベントに招き、積極的に情報を発信するなど継続的に取り組んでまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
18	意見	エコえひめ農産物販路拡大等推進事業	長期的な観点からのエコえひめ農産物の販路拡大推進の必要性	農林水産部	ブランド戦略課	<p>県は、平成15年度に「愛媛県特別栽培農産物等認証制度」を創設し、これまで減農薬・減化学肥料栽培による環境保全型農業の推進を図ってきた。通常より農薬・化学肥料を減らして栽培された温州みかん、なす、米などの農産物は、県の審査を経て、エコえひめ農産物として認証されている。減農薬・減化学肥料栽培によるエコえひめ農産物は、他の農産物に比べ優位性があるようにも見えるが、栽培コスト・安全性・流通の面において問題点も抱えている。</p> <p>実は、エコえひめ農産物の価値は、農産物それ自体にあるというよりは、むしろ、農産物が生産される過程にある。即ち、生産者が農薬・化学肥料の使用を減らすことによって、いわゆる地球にやさしい農業を推進し、生物多様性が確保されていくことに意義がある。エコえひめ農産物は、地球にやさしい農業を支援したいという消費者があつてこそ成り立つと思われる。このような意識を持つ消費者を創り出していくことは、非常に手間と時間がかかる。このため、短期的な視野で事業の存続・廃止を考えるのではなく、長期的な観点からエコえひめ農産物を広めていくことが必要である。</p> <p>こうしたことを考えた場合、年間約2百万円の予算規模というのは、他事業と比較して極めて低すぎるのではないかと。県が、本気でエコえひめ農産物の販路拡大を推進していこうとすれば、長期的な販路拡大プランも必要になるし、それに見合う予算の手当でも必要となる。単に、事業を実施したという実績作りのためなら上記の予算規模になるのも理解できるが、そうでないのであれば、今後数年間にわたって、エコえひめ農産物の販路拡大を推進するための予算を拡大すべきである。</p> <p>さらには、今後TPPへ参加するとなれば、安価ではあるが、遺伝子組換えや農薬の過剰散布などで危険性に不安が残る外国産の農産物が大量に流入してくる可能性がある。食の安全・安心を担保するという観点からは、エコえひめ農産物のような取り組みは今後一層必要となるとと思われる。</p>	<p>エコえひめ農産物を推進していくためには、ご意見のとおり、「地球にやさしい農業を支援したいという消費者を創り出していくこと」が必要であることから、県では、これまでもチラシやHPによる啓発や収穫体験ツアーなど様々な取り組みを行ってきたところであり、今後とも地道にコツコツとエコえひめ農産物の価値が理解できる意識の高い消費者の育成に努めていきたい。</p> <p>また、エコえひめ農産物の流通面での課題である、売り場に届くまでに通常品と混在してしまうことや、常設売り場があっても品目や量が安定的に揃わないことなどに対応するため、平成26年度は1,766千円増額した3,809千円の予算を確保し、産地（JA）、卸売市場、小売店を結び付けるモデル事業に取り組んでいるところであり、エコ農産物専用の流通ルートや販売システムを構築し、エコ農産物生産者の苦勞に見合う収益確保と小売店での優位販売が確立できるよう取り組みを進めているところである。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
19	意見	地産地消活動推進事業費	実効性ある地産地消の推進について	農林水産部	ブランド戦略課	<p>県は地産地消の取り組みを進めるため、当該事業を通じて、①愛あるサポーター制度の推進及び、②学校給食等への地元食材活用の推進を行おうとするものである。</p> <p>平成26年1月末現在において、2,346の個人・団体が登録されている愛あるサポーターは、地産地消に関する情報収集・発信を行っていくことで、地産地消の普及拡大に貢献する役割を担っているが、愛あるサポーターが役割を果たすことによる効果は目に見えるものでなく、効果測定は非常に困難である。サポーターを登録する、サポーターの交流会を開催する等の事業も決して無駄であるとは言えないが、地産地消を普及拡大させていくにあたり、直接的に事業を行うのではなく、地産地消の理解者を育てていくという間接的なやり方は、有効性という観点から疑問を感じる。</p> <p>また、県担当者の話によれば、学校給食等への地元食材活用の受入側となる学校給食関係者は、食材の調理時間を抑えるため、一定の形状・品質・数量を納入者に求める傾向があるとのことである。しかし、地産地消を推進しようとするれば、これとは相反するいわゆる「手間のかかる食材」を使用することが増えざるを得ない。学校給食の場において、地産地消の推進は、何も毎日行うものではないし、月に1回、年に数回でも構わないと思われる。大事なものは、そういった機会を通じて、児童・生徒が地元農産物に触れ、その経験を通じて地域に興味を持つことが大事なのではないか。さらには、将来、消費者として地元農産品を購入してくれるようになれば、なおありがたい。学校給食との関係性において、教育委員会を始めとする他部門との調整が必要になるかもしれないが、部門の垣根を越えた連携により、是非とも実効性ある地産地消を進めてもらいたい。</p>	<p>地産地消は、単に地元の消費者が地元産の農林水産物を購入して終わりというのではなく、地域の住民が地元産の食材の消費を通じて、地域の歴史や文化を知り、生産者、流通業者等の思いを理解し、生産者から消費者へつながる絆を構築していくことが本来の意義であり目的とするところである。</p> <p>しかし、こうした理念を急速に浸透させることは難しく、理解者を少しずつ増やしていくという、一見すると迂遠とも思える地道な取り組みも必要かつ有効な方策と考えており、他の直接的な事業とともに継続していく。</p> <p>学校給食の地産地消の推進にあたっては、御意見の趣旨を踏まえ、学校給食を所管する部局(県、市町の教育委員会)との連携を一層深め、関係者間での情報、意識共有を密にしながら、地産地消の推進に努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
20	意見	えひめの農林水産物販売拡大サポート事業費	えひめ愛フード推進機構の拡大の検討	農林水産部	ブランド戦略課	<p>えひめ愛フード推進機構が誕生するまでは、県の役割、民間の役割、それぞれの区分を認識し、県の役割の範囲内で事業を行ってきた。しかし、機構の発足に伴い、より民間を巻き込んだ形での事業を進めることが容易になったことから、機構を通じた事業が増加してきている。これらのことを考えると、今後は、実施事業をできるだけ機構に移管していくことが大事なのではないだろうか。予算の関係から、機構独自の職員を設置できない状況であるが、官民共に必要な事業であれば、予算規模を拡大していくことを検討する必要がある。事業の遂行のためにも、事務局職員の設置も視野に入れる必要がある。</p> <p>一方、機構に対する各団体からの負担金の中では、県からの負担金18,056千円に次いで、全国農業協同組合連合会愛媛県本部(JA愛媛)からの負担金が8,906千円と最も高い。機構が事業でPRするものうち、農産品の占める割合が大きいため、他団体よりも負担金が高額となっているものと推定される。しかし今後は、民間からの要望事業を取り入れていくことを考えれば、予算規模を拡大させる、つまりは、各団体からの負担金を増額させるということも視野に入れる必要がある。負担金が集まったのでこのような事業をしようというのではなく、このような事業を行うためにはどのくらいの予算が必要で、それを関係者がどのように分担していくのかという発想で今後事業運営を行って頂きたい。</p>	<p>事務局職員の設置については会員団体の負担金増につながることや、県とも連携した効率的な事業実施が求められることから、現状においては事務局は県職員兼務体制が最善の方法と考えている。</p> <p>機構が実施する事業は会員団体の意向も十分反映したものであり、平成26年度事業実施に当たっては民間会員団体からの要望により事業拡充のため民間負担金を増加させたところである。今後も行政と民間それぞれが役割を分担しながらも連携することでの効果を発揮させてまいりたい。</p>
21	意見	6次産業化産地ステップアップ事業費	平成24年度実績は本当に6次産業化できたといえるのか	農林水産部	農産園芸課	<p>6次産業化産地育成事業では、経営の多角化や産地改革に取り組む農業生産法人等に対し、6次産業化(農林水産物を収穫・漁獲(第一次産業)するだけでなく、加工(第二次産業)し、流通・販売(第三次産業)まで手掛けることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法を目指した産地のステップアップを図るため、総合的なサポートを行っている。</p> <p>ただ、6次産業化産地ステップアップ事業と言う以上、県は支援対象の商品が販売経路を確保できるところまでサポートすべきであると考えられる。しかし、現状は、加工するために必要な機械等の購入に対する支援でサポートが終了している。県が目指す6次産業化を実現するためには、中途半端な支援ではなく、販売経路を確保するなどして生産者の所得が向上するところまでサポートすべきである。</p>	<p>本事業に関しては、加工するために必要な機械等の購入に対する支援のほか、商品化できた品目や、栽培面積の増加等を主な着眼点として結果を把握し、フォローアップしてきたところである。</p> <p>平成26年度から6次産業化の推進については、国、県、農林・商工関係団体に金融機関(伊予・愛媛・信連、政策金融公庫)等も加えた推進会議を設置し、推進方向の検討や情報共有を図るほか、農政課を総括窓口として、愛媛6次産業化サポートセンター(えひめ産業振興財団委託)、地方局、営業本部等による農商工連携のノウハウの活用など、総合的な相談・支援体制に強化したことから、この体制を活用し、サポートに努めることとしている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
22	意見	6次産業化産地ステップアップ事業費	支援後の結果分析の重要性について	農林水産部	農産園芸課	<p>現状、6次産業化産地育成事業において掘り起こされた個別の案件について、その後6次産業化商品開発支援事業及び新需需要対応産地生産安定支援事業を利用することで6次産業化が実現した商品について、支援の結果をヒアリングしている。</p> <p>しかし、ヒアリングで把握している内容は、商品化できた品目や、生産が増えた面積等のみである。商品化しても、生産量が増えても、売れていなければ予算を用いて支援した意味はない。いくら「力強い産地づくりを進める」という点に重きを置いていたとしても、生産物が商品として売れないのであれば、意味をなさないはずである。売れる商品を開発してこそ「力強い産地づくり」が行えるのである。売れない商品の開発では単なる自己満足に終わってしまう。その意味で商品化できた品目の把握だけでは不十分と言わざるを得ない。また、売上が増えていたとしても、当初の予定と乖離しているならば、その原因を追及しなければ、予算を用いて支援した意味があるかどうか判断することができない。つまり、計画と実績の比較という観点での分析が必要であるのだが、その点が全く実施されていない。</p> <p>県は、支援対象に対して、支援の結果効果が得られるかどうか適切に判断すべきであり、支援後は、実際の結果を把握すべきである。何が成功につながったのか、何が見込み通りにいかなかったのかという分析を実施することにより、翌年度以降の予算の使い方について見直す重要な情報が収集できるものと考ええる。</p> <p>現在行っているヒアリングのみでの結果把握では十分といえず、より詳細な分析を行い、戦略的に目的を実現していくことが望まれる。</p>	<p>本事業に関しては、商品化できた品目や、栽培面積の増加等を主な着眼点として結果を把握し、フォローアップしてきたところである。</p> <p>今回の意見を受け、分析表(事業実施主体、作物、概要、販売に係る目標数値、実績数値、差異、原因分析)を作成したところ、成果や課題等、重要な情報が収集できたことから、これらも踏まえて、支援対象者のフォローアップに努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
23	意見	果樹戦略品種等供給力強化事業費	計画的な指導について	農林水産部	農産園芸課	<p>生産者が当該事業費を用いて、改植や施設等の導入を実施する場合、必要経費のすべてを支援するのではなく、2/3は受益者が負担することになっており、その主体はJA等の生産者組織である。そして農業者は当該生産者組織に対し賃借料を支払うことで施設や設備等を利用することができる。</p> <p>さらに、戦略品種への改植の場合は、県が農業者に80,000円/10a又は130,000円/10aを支援するが、すべての農地を改植する場合、苗を植えてから収穫までは約5年程度かかることから、5年間程度は改植地から収穫できないため収益は上がらず、投資が先行することになる。</p> <p>つまり、改植や施設等を賃借をした結果、すぐに収益が向上するわけではなく、支出が先行することから、十分な計画に基づいて実施しなければ、収益が向上する前に、生活が成り立たなくなる可能性もある。よって、投資が十分に回収できるのかどうか、回収できるとしたらいつ頃なのか、それまでの資金繰りは問題ないのか等を長期的に確認しておく必要がある。</p> <p>しかし、現在の支援の範囲では、長期的な収支見込みについて十分に生産者に助言できているのだろうか。助言する立場にある普及指導員は農業に関する専門家であり、その果たすべき機能に「経営診断、分析、経営改善計画の策定等の支援」があるとはいえ、経営計画や収支計画を作成する専門家ではないため、十分な助言ができるかどうか非常に疑問である。</p> <p>改植や施設導入について、意欲のある生産者については、計画段階に普及指導員とその他の経営について適切に指導できる専門家とが、長期的な計画を作成し、資金調達の方法・事業計画書の作成・予算作成及び予算管理・設備投資案等について助言できる体制を整えておくことが必要であると考え。</p>	<p>当該事業を用いた改植は、収益性の低い樹種が植栽されている農地の一部分を対象とするなどして行われており、これまでの実績の平均では、経営面積の約14%を対象に改植がなされている。</p> <p>雨よけハウスの等の整備については、果樹研究センター等により施設栽培の技術確立がなされ、整備した当該年度から所得の向上が期待でき、更に受益者負担は、施設の耐用年数に応じた年数で分割した額である等、受益者のリスクと負担が軽減された事業となっている。</p> <p>これに加え、農業経営に関する知識を有する普及指導員が本来業務として、事業実施計画の策定において、補助事業を適切に進めるための助言・指導を行うこととしている。</p> <p>また、県農業会議の主催により、経営の専門家との個別相談会を実施しており、受益者が経営に関して、より専門的な助言・指導を希望する場合は、これら相談会への参加を案内する等し、意欲ある生産者の経営発展とともに健全な営農・生活を維持していくための支援に努めてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
24	意見	えひめ・まつやま産業まつり開催費	出展料について	農林水産部	農産園芸課	<p>えひめ・まつやま産業まつりの費用は、愛媛県と松山市が負担金を出すとともに出展料や協賛金で賄われている。松山市関係の出展者は主に民間団体であり、247団体出展した。愛媛県関係の出展者は主に公益団体であり、66団体が出展した。松山市から出展する場合には、展示のみの場合で2,000円、飲食・販売の場合は6,000円の出展費用が必要となるが、愛媛県関係者は公益団体であることから出展料が不要となっている。</p> <p>しかし、同じ条件で出展しているのであるから、民間からのみ出展料を徴収し、公益団体から出展料を徴収しないのは、公平ではない。出展料を負担しても十分に効果がある展示や、販売をすべきであり、公益団体からも出展料を徴収し、少しでも県の負担を減らす努力をすべきであるとする。一方イベントとしても出展料を負担してでも参加したいと思えるものでなければ意味が無い。</p> <p>また、企業の出展も多く見受けられることから、協賛金を募ることも検討したらいかかであろうか。県と松山市が企画・運営しているイベントの協賛会社となることで一定の広告効果があると考えられ、企業にもメリットがあることから、広く協賛金を募り、なるべく県費に頼らずに運営できる体制を構築すべきである。</p>	<p>平成25年度以降は、松山市の出展者と同様に県関係出展者においても民間企業からは出展料を徴収しているところである。</p> <p>一方で、産業まつりの開催内容等について、各般からも様々な意見・要望があることから、平成27年度以降の開催にあたっては、開催イベントの精査を行うとともに、公益団体からの出展料徴収や民間企業からの協賛金について松山市と共に検討を進め、費用対効果の高い運営に努めてまいりたい。</p>
25	意見	えひめ・まつやま産業まつり開催費	産業まつりの今後の在り方について	農林水産部	農産園芸課	<p>えひめ・まつやま産業まつりの主な目的は、県内の産物を県民に紹介し、地産地消を促進することである。確かに県内向けにイベントを実施する方法でも、一定の県内品の需要拡大が見込めるかもしれない。しかし、県内産物の販路が拡大し、県民の所得を上昇させ、県の財政状況を改善させなければならない状況にあることを踏まえると、県民に対してのみイベントを周知させるのでは十分でなく、むしろ県外からの来場者を確保することを考えるべきではないだろうか。そのためには、県外へのイベントの広報活動が重要になってくる。一般的にはテレビ・ラジオや県外の主要駅へのポスター掲載などが考えられる。また、旅行会社とタイアップし、道後温泉とセットの企画をするなど、知名度を上げて来県者数を増加させる努力も必要であろう。イベントの知名度が上がり、県外からの来場者が増加すれば、結果として愛媛県産の産物の知名度も上がると考えられる。今後はこの様な相乗的な効果が期待できる政策を講じていくことが望まれる。</p>	<p>平成26年度の産業まつりにおいては、中国四国エリアの地方新聞社、地域広報媒体に向けて広報を行うとともに、県外客を誘致するための日帰りバスツアーを計画しているところであり、県外からの来場者に対しても愛媛の魅力をもPRしてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
26	意見	愛媛水田農業経営確立対策事業費	支援後の結果分析の重要性について、事業の概要全般に対して	農林水産部	農産園芸課	<p>当該事業の概要は、国の水田農業施策に対応し、本県水田農業の持続的発展を図るため、①生産調整の円滑な推進、②戦略作物の生産拡大と担い手の育成、③新規需要米等の需要定着拡大による生産への波及、④気象変動等に対応した生産構造への転換に取り組み、本県水田農業経営の確立を図るために必要な事業として実施されている。</p> <p>当該予算は、本庁(農業園芸課)が各地方局(東予、中予、南予)を通じ市町を経由して農業協同組合等に要望調査を行い、これをもとに予算を地方局に配分、地方局が各組織からヒアリングを行い、どの組織に補助金を出すか決定される。つまり、予算配分後の補助金の使い方は地方局に決定権限があり、その結果、県にはモニタリング義務が生ずるものとする。</p> <p>しかしながら、県が、各地方局から受けている実績報告では、補助の結果、当該事業の目的がどの程度達成されているのか判断できる状況にはない。</p>	<p>本事業は、地方局執行としているため地方局権限により交付決定や実績確認等を行ってきたところである。本庁としては地方局からの聞き取り等により執行状況を確認しながら、適切な執行や事業の見直し等を行ってきたところである。本事業は、平成24年度に終了しているが、実績等の効果的な検証方法について検討を行い、今後の事業の見直しに活かせるよう努めたい。</p>
27	意見	愛媛水田農業経営確立対策事業費	支援後の結果分析の重要性について、えひめ米麦需要拡大推進事業に対して	農林水産部	農産園芸課	<p>各地方局がまとめた実績をみると、例えば、米粉を利用した料理教室の実施について、結果として把握できているのは、2回開催したということのみである。米粉を利用した料理教室を実施した結果、米粉の消費量が増加し、米粉の生産量は増加しているのか、不明である。本事業の「米粉米の生産・需要拡大」という目的達成のためにどの程度の効果があったのかが全く分析されていない。実施事項による目的達成度を分析しないことには、当該補助金が目的に適切に利用されたかどうか判断できない。また、麦付拡大・担い手育成会議や酒米推進会議等、種々の会議が実施されているが、会議の結果、何が実施され、どういった成果が上がったのか不明である。</p> <p>地方局は、補助金を出すことを決定した以上、補助金が目的に応じて適切に使用され、効果がどうであったか把握すべきであり、この結果の集積があつてこそ、次年度以降の補助金決定が適切に実施できるものとする。また、県もモニタリング義務があることから、地方局が適正に補助金の配分を決定しているかどうか判断するため、実施結果のみではなく、その効果を報告することを地方局に求める必要がある。</p>	<p>本事業は、地方局執行としているため地方局権限により交付決定や実績確認等を行ってきたところである。本庁としては地方局からの聞き取り等により執行状況を確認しながら、適切な執行や事業の見直し等を行ってきたところである。なお、需要拡大等に係る会議の開催については、実需者の動向やニーズを的確に把握し、生産につなげていく重要なものであり、生産拡大の成果をもって全体を把握している。本事業は、平成24年度に終了しているが、効果の把握等、今後の事業見直しに活用でき方法を検討したい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
28	意見	愛媛水田農業経営確立対策事業費	支援後の結果分析の重要性について、戦略作物等導入経営基盤強化事業について	農林水産部	農産園芸課	<p>戦略作物等導入経営基盤強化当該事業では、各種機械の導入に補助金を出しているが、導入された機械の稼働実績や、利用頻度が把握されておらず、また計画との比較も実施されていない。このような状況においては、機械の導入が本当に必要であったのか判断できない。また本来であれば、機械の導入によって、生産量が増加した、作業効率が向上したといったことが目的達成に寄与することであり、こういった分析も実施されていない。機械導入による直接的な生産量増加や作業効率が把握できなくとも、全体として導入組織の管轄下で生産量が増加し、作業効率が向上していなければ、機械を導入した意味はなかったといえる。県の予算を利用して補助を行う以上、補助目的が達成されているかどうか分析・判断することは必須事項であると考え。</p>	<p>本県は、中山間地域が多く条件不利地域による営農のため経費負担が大きく経営の圧迫が懸念されることから、効率的な営農体系を構築するため、機械等の導入を支援している。機械の導入にあたっては、「愛媛県特定高性能農業機械導入計画」に基づいた適正規模であることを確認しており、導入後の検証については、産地の動向を、市町・JAを通じて把握することとしている。また、把握した産地動向をもとに、必要に応じて分析を行うこととする。</p>
29	意見	農山漁村男女共同参画強化事業費	女性参画を通じた農林水産業の発展のための事業遂行について	農林水産部	農産園芸課	<p>県では、農林水産業における農山漁村男女共同参画推進指針をもとに、男女共同参画社会づくりのための施策を実施している。また、平成13年度から農山漁村男女共同参画強化事業を実施しており、平成23年度に「H23愛媛県農山漁村女性ビジョン」を作成している。県では、目標指標の推移を把握しているものの、これに対する分析が十分に実施できているとは言い難い。なぜ目標達成率が低いのかという分析を実施せずに、翌年度も同様の取組みを実施するのであろうか。目標数値の設定自体に問題があったのか、目標達成のための努力が足りなかったのか、原因を適切に把握することが必要である。また出来れば目標達成率が低いとどのような弊害が生じるのかまで分析していただきたい。県の予算を使って、実施している事業である限り、適切な目標数値を設定すること及び目標達成は必須であり、適切な目標数値と、目標達成のために必要な施策について常に見直していく必要があるものと考え。今後は、目標達成に向けて、より施策の内容をより有益なものとするために、目標達成率の管理と、分析を実施していくことが望まれる。</p>	<p>平成26年度は、県農山漁村女性ビジョン推進会議において、各目標指標について達成率の管理と分析を行う予定としており、この検討結果を踏まえ、ビジョン最終年度となる27年度の目標達成に向けて、引き続き、関係機関等との連携を強化し事業を推進していくこととしている。また、平成26年度は、新たに、若手女性リーダーを国段階の研修等へ派遣し、方針決定の場への女性の積極的登用を目指すとともに、若手女性経営参画支援講座を設け、就農初期女性の農業経営者として農業技術や知識等のレベルアップを図り、次代の女性活動を担う人材育成に努め、女性の経営参画等を促進するなど、予算の見直しを行った。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
30	意見	機能性を活かした農産物の粉末化と加工食品の開発事業費	粉末化成功後の県の対応について	農林水産部	農産園芸課	<p>当該事業の結果、実際に、数種類の野菜・果実の粉末化に成功し、品質特性や機能性成分評価、商品開発を行っている。しかし、現実に商品化された例は数件にとどまっている。</p> <p>粉末を民間企業に直接紹介することは当事業内では実施されておらず、「県産農林水産物の機能性成分評価・広報事業費」で実施されている。現状では愛媛県内への広報に留まるが、より可能性を求めて全国の食品関連企業に対してPRしていくべきではなかろうか。このために必要な予算であれば、さらなる予算を確保することも必要となるかもしれない。</p> <p>また、ブランド戦略課が、県外で愛媛県産の産物のPRを実施していることも考えると、こういった活動を多いに利用すべきである。事業の縦割りに縛られることなく、横の有機的なつながりを利用して、全体で最大効果を上げることを重視して欲しい。</p> <p>愛媛県の農林水産業のために規格外野菜・果実の有効利用をより一層促進していくためには、商品開発だけで満足せず、各部局が協力して研究成果を無駄にしない様に全庁的に営業していかなければならない。</p>	<p>「県産農林水産物の機能性成分評価・広報事業費」において、県内企業40社を訪問することで、商品化検討や需要調査を実施し、事業成果集500部、機能性成分広報集は4,000部印刷し学校・JA等にPRしてきたところであるが、平成27年6月までには機能性表示の緩和もあることから、今年度開催予定の県外企業もメンバーに入っている「えひめ機能性研究会」からPRを広げ、粉末を商品化しネット販売などの全国展開をしている「遠赤青汁(株)」にも商談等において愛媛での粉末化のPRをさらに推進する。</p> <p>また、研究成果を無駄にしないよう、県庁内や農林水産研究所での成果発表会を平成27年2月、3月に開催し、ブランド戦略課や営業本部等へ積極的にPRや協力を要請することとしたい。</p>
31	意見	機能性を活かした農産物の粉末化と加工食品の開発事業費	粉末化を実施する主体について	農林水産部	農産園芸課	<p>現在、県の粉末化技術を利用できる機械を導入しているのは、JA越智今治と民間企業1社(以下A社)である。粉末を利用して商品を開発した店舗等はこの民間企業から粉末を購入している。</p> <p>当該状況であると、県が粉末のPRを実施し、利用する企業や個人店舗が増えれば増えるほど、A社の利益が上がることとなる。確かに、A社の粉末出荷が増加すれば、規格外農作物の利用も増え、A社に対して規格外農作物を売却する農家の所得は向上する。しかし、A社は民間企業であり、自社の利益率を上げるため、仕入価額は可能な限り押さえたいと考えるのが普通である。</p> <p>例えば、各農協(若しくは県内の農協が共同で)が粉末化できる機械を導入した場合、農家への所得分配が増加する可能性があるのではないだろうか。農家の所得を向上させるためには、今後は粉末化技術をどこが保有し、どこが利用するのがより目的達成に近いのかという観点も必要になってくると考えられる。販路拡大とともに、今後の課題として検討されることが望まれる。</p>	<p>御意見のとおり、農家の所得向上のためには、農協等の直売所で機械を導入し、農林水産研究所等が作成した「農産物の粉末化マニュアル」を利用する仕組みが有効と考えられる。このため、直売所で余った農産物で粉末を作り、加工品を販売している「さいさいきてや」のモデル事例を紹介するなど、平成27年度までに農林参観デーや主要な直売所に普及組織等を介して提案していきたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
32	意見	地域ぐるみ鳥獣外防止体制整備事業費	今後の発展について	農林水産部	担い手・農地保全対策室	<p>愛媛県では、毎年鳥獣による被害がおよそ4億円発生していると想定されており、従来から捕獲に対して補助を出している(有害鳥獣総合捕獲事業費)。しかし、捕獲頭数は年々増加しているにも関わらず、被害は減少する傾向になく、捕獲のみの対応では、被害を減少させることが困難な状況にある。</p> <p>そこで、平成23年度に愛媛大学と共同で鳥獣被害を防止できる地域づくりに関して研究を行い、その結果を受けて、平成24年度より、地域ぐるみ鳥獣害防止体制整備事業がおこなわれている。モデル的に5地区に絞って実施されているが、予算は4,430千円と1地区に対して900千円弱の予算でしかない。毎年鳥獣による被害がおよそ4億円発生していると想定されていることを考慮するとその予算は余りにも少ないと思われる。侵入を防止するための柵の設置などハード面での費用も発生するにも関わらず、1地区あたり900千円弱の予算で本当に効果的な事業が行えるのだろうか。平成26年度までに一定の結果が出る様に日々見直しを行い、その後は愛媛県全土が利用できる様な事業を実施することにより、鳥獣被害が減少することが期待される。そのためには、平成24年度の出費で足りなかった面を十分に検証し、十分な対策がとれる様に、現在の予算の枠にとどまることなく、必要と考えられる取組みは積極的に実施していくことが望まれる。</p>	<p>この「集落づくり事業」は、「地域体制づくり」を進めることを主眼とするソフト事業で、特定の集落で年間県下5地区を対象に、その地域住民の主体的な参加による集落ぐるみの鳥獣害防止対策にモデル的に取り組むことによって、鳥獣害を受けにくい集落づくりの定着と周辺地域への波及を図るものである。特定の限られた地域(集落)で取り組まれるものとしては、予算額は適正規模であると考えられる。</p> <p>なお、上記集落を含め、県下全域を対象とした柵の設置などの被害防除(「守り」の対策)や捕獲奨励金の交付などの有害鳥獣捕獲促進(「攻め」の対策)、地域の捕獲体制整備の推進(「地域体制づくり」)などについては、別途予算を確保しており、県としては、「攻め」、「守り」、「地域体制づくり」の3つの対策を鳥獣害対策の柱とし、限りある予算の中でこれらの対策をバランスよく実施していくことに留意してまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
33	意見	地域ぐるみ鳥獣外防止体制整備事業費	捕獲隊支援事業	農林水産部	担い手・農地保全対策室	<p>捕獲頭数は年々増加しているにも関わらず、被害は減少する傾向にない。「環境整備」「施設整備」「集落づくり」はもちろん進めながらも、これ以上鳥獣の頭数が増加することはなんとしても防がなければならない。</p> <p>平成24年度の予算9,000千円に対して、決算額は3,694千円と少なく、当該事業がその役割を十分に発揮できていないのではないかと考えられる。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲隊は2012年度末に9市町16隊しか結成されておらず、全体では予算の45%が不用額となっている。鳥獣害額が増加し、社会問題となっていることから、本来であれば、当該事業の予算を適正に執行し、被害額を減少させるべきであるにも関わらず、上記の様な状況になっているのは、当該事業の内容に問題があるのではないだろうかと推測される。</p> <p>一方、駆除した鳥獣の処理についても埋める等の対応だけでは十分ではなく、別の方法を検討する必要がある。この点、一部市町が独自で設置した獣肉処理施設に鳥獣害防止対策事業費で補助を出しているが、県として食肉利用に積極的になってもよいのではないだろうか。食肉利活用が出来れば、駆除した鳥獣の処理問題が一部解決され、さらに商品化ができれば、新たな収入にも成り得る。予算の使い方について、熟考し、本当に県民を鳥獣害から守る施策を講じていただきたい。</p>	<p>捕獲隊支援事業については、平成25年度に新たに4市町が、平成26年度は2市町が新たに取り組むこととしており、平成26年度末には15市町24隊で結成(予定)され、着実に事業が浸透してきていることから、26年度からは捕獲隊支援事業の予算を減額するとともに、昨今、高齢化が著しく、減少している銃猟免許所持者の確保が急務であることから、その確保を図る事業に新たに取り組むなど、予算の見直しを行った。</p> <p>また、捕獲した鳥獣の処理については、平成25年度に松野町で県下4番目となる獣肉処理施設が整備されたところであり、今後とも、えひめ・まつやま産業まつりや県庁内での食堂での提供など、様々な機会をとらえて獣肉の食肉利用について、処理施設補助利用とともにPRに努めてまいりたい。</p>
34	意見	えひめブランド牛開発プロジェクト	愛媛ブランド牛の今後について	農林水産部	畜産課	<p>畜産農家の所得が増大し、1頭当たり所得がプラスに転じるという可能性がある点で、本事業の意義は認められるものの、事業が目論見通りうまくいったとしても、畜産農家における1頭当たり所得は49,106円に過ぎず、所得収益率(1頭当たり所得÷収益)は5.7%に留まっており、畜産農家の持続可能な運営・成長という点では充分とは言えない。また、愛媛ブランド牛は希少性を追求しているため年間350頭の出荷しか予定していないとのことであるが、「ブランドの浸透」と「希少性の追求」とは相反する概念である。健康志向の消費者が増加していることに着目しているのであれば、希少性よりも広く一般に浸透させることを目指すべきではないだろうか。</p> <p>さらに、年間350頭という頭数の少なさによって本事業によって便益を受ける畜産農家数も限られる。県内畜産農家の持続可能な維持・成長のためには、本事業だけでなく抜本的な対策が必要と言えよう。</p>	<p>県内肉牛農家は、牛肉消費の低迷や配合飼料価格の高騰によるコスト増により、収支が逆転した状態となっており、健全な経営を続けていくことが非常に困難な状況に置かれている。そこで、県では、このような県内肉牛農家の窮状を打開するため、最近の消費者の健康志向に着目し、「赤身とほどよい脂肪が調和した肉質」を持つ、本県独自のブランド牛を開発することで、その収益性の改善を図る本プロジェクトを推進している。</p> <p>しかし、ご指摘のようにその所得収益率は必ずしも十分とは言いきれないことから、国が行う経営安定対策等による生産支援も活用するとともに、県独自の施策展開によって、県内畜産農家の持続可能な維持・成長に向けた対策を続けてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
35	意見	えひめブランド牛開発プロジェクト	開発プロジェクトの投資回収計算について	農林水産部	畜産課	<p>愛媛ブランド牛開発プロジェクトは投資回収期間が計算されているものの、事業費の回収計算においては、現在価値が考慮されていない。仮に土地改良事業の費用対効果分析において一般的に用いられている割引率4%を用いて現在価値への割引計算を行った場合、平成47年(平成27年一般販売開始の20年後)に回収できると見積もられる。事業の投資回収期間が割引計算後で20年というのは一般的に長期であり、不確実性が高い。20年後の消費予測は一般に困難であるが、今後20年間消費者の志向が変化せずに現状のまま続くという前提に依拠することは困難である。</p> <p>平成47年においても愛媛ブランド牛がブランド価値を維持し続けていられるのであろうか。消費者ニーズの変遷が早い現代だからこそ、一般販売開始後においても継続的にブランド価値の維持向上に努めて頂きたい。</p>	<p>愛媛ブランド牛は、平成27年度の一般販売開始に向け、その開発を進めているところである。</p> <p>牛の改良は、ブランド牛が出来上がった時点で終了ではなく、一般販売以降もその血統の維持改良に努めるとともに、飼養技術においても更なる効率的な技術の開発、ブランド牛肉のモニタリングなどの研究調査を続けていくことが重要であると考えている。</p>
36	意見	えひめブランド牛開発プロジェクト	事業終了後の効果測定の必要性について	農林水産部	畜産課	<p>愛媛ブランド牛に関して、平成27年度に一般販売された後は、畜産農家の所得増大効果及び事業費の回収効果を毎年測定しなければ、当該事業の効果を評価できない。そのため、事業終了後も効果の測定を行って頂きたい。そして、その結果を今後事業に行かせていくことが必要である。ブランド牛が一般販売開始されたら終わりでという意識は決して持たないで頂きたい。</p>	<p>上記対応のとおり、一般販売後においても必要な改良、技術開発、畜産農家の収支経費のモニタリング等を実施することとしている。これら取組は新たな技術の基底部分を形成することとなることから、ブランド価値の維持向上につながる。</p> <p>研究員共々終了したという意識は有しておらず、始まったばかりであるとの見解のもと、今後も畜産技術開発を継続していくこととしている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
37	意見	愛媛の畜産物ブランド化・PR事業	ブランド牛の差別化について	農林水産部	ブランド戦略課	<p>県は、平成27年の販売開始に向けて、「愛媛ブランド牛(仮称)」の開発を進めている。ブランド牛は、黒毛和牛でありながら赤身が多いのが特徴であり、ヘルシーさを売りに消費者に新たな価値を提供しようとしている。ブランド牛の開発自体は、県農林水産研究所畜産研究センターが行っており、本事業では、販売開始までの数年間、市場調査を行いながら商品開発にフィードバックし、PR活動を実施しながら消費者ニーズを醸成していくことを視野に置いている。</p> <p>このうち、PR活動については、県は「愛媛ブランド牛(仮称)」単独でなく、「愛媛甘とろ豚」及び「媛っこ地鶏」と合わせて、愛媛の畜産期待の3産品としてブランド化や販売戦略の構築を行うこととしている。ただ、先の2品目についてはえひめ愛フード推進機構の「愛あるブランド産品」に認定されているなど、既に他の場所でもPR活動が行われていることから、事業の重複を避けることに留意することが必要である。</p> <p>なお、現在我が国では、農林水産業に重大な影響を及ぼすとみられる環太平洋パートナーシップ(TPP)への参加が検討されている。このような環境下において、赤身に軸足を置く県のブランド牛は、米国産や豪州産の牛肉との直接的な競合に晒される懸念がある。販売戦略を構築する上で、これら外国産牛肉との差別化を明確に打ち出していくことが今後の重要課題になると考えられる。</p>	<p>PR活動については、効果的な認知度向上や話題性、期待感を高める効果があるとして、現在ブランド力向上と販売拡大が課題となっている「媛っこ地鶏」「愛媛甘とろ豚」と現在開発中の愛媛ブランド牛という愛媛の優れた畜産物を一体的にPRすることとしている。実施に当たっては、PR手法や媒体の特性を踏まえるとともに、他のPR事業とも連携させることで最大の効果を目指し実施している。</p> <p>また、他の牛肉との差別化については、十分認識しているところであり、平成26年度中には、他の牛肉との絶対的優位性を見出し、新たな価値観でもって、平成27年度の一般販売にのぞみたいと考えている。</p> <p>なお、平成27年度は出荷予定頭数が限られることから、著名な料理人への優先配分を行うなど、ブランドイメージの確立を先行させプレミアム販売につなげるほか、県産柑橘、野菜などと組み合わせた戦略的な販売を推進し、愛媛ブランド牛の販売を契機に愛媛県産品の優位販売につなげてまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
38	意見	森林環境保全基金積立金	実施事業の絞り込みについて	農林水産部	森林整備課	<p>森林環境税は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため平成17年度に導入された。森林環境税は、個人においては700円が、法人においては県民税均等割額の100分の7が、それぞれ県民税均等割に上乘せされる形で徴収されている。</p> <p>県民から広く徴収される森林環境税は毎年約5億円に上り、森林環境保全基金(基金)を通じ、それぞれ①森をつくる活動事業(55%)、②木をつかう活動事業(35%)、③森とくらす活動事業(10%)に使われている。</p> <p>基金から支出されるこれら事業は、平成24年度において27に上る。事業数については、平成23年度の包括外部監査においても「的を絞って重点的に施策を行うことが重要である」との指摘を受けている。当時の事業数は28であるが、依然事業数は高止まりしたままであり、事業の絞り込みができていない。監査人は、この点、森林環境税の設置目的に最も適合する事業を選別し、予算を集中的に配分することが必要と考える。</p> <p>約5億円という限られた財源の中で、27もの事業を行おうとすれば、一つ一つの事業の効果が薄れるという印象は否めない。今後は事業内容を検証し、事業を集約化することも必要と思われる。</p>	<p>平成27年度森林環境税の予算編成にあたっては、既存事業等を再検証し、集約可能な事業については集約し、また、当初の目的を達成した事業については、廃止するなど事業の縮減に努めた。</p> <p>しかしながら、第3期森林環境税に係る県民意見交換会等での県民の意見を踏まえ、放置竹林対策や野生鳥獣による獣害対策や主伐跡地の再造林対策等、新たな県民ニーズに対応するため、新規事業を創設した結果平成27年度予算においては、30事業と微増する結果となった。</p> <p>これら事業については、直面する県内林業の課題解決に向け、早急に取り組むべき内容であり、また県民ニーズに応えることが必要なことからやむを得ないと考えるが、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後は、さらなる事業の集約に努めるとともに、早期に事業完了できるよう、より重点的で効率的な事業の実施に努めることとした。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
39	意見	森林環境保全基金積立金	事業の予算規模の妥当性について	農林水産部	森林整備課	<p>森林環境税を活用した事業は、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」の3分野で、それぞれ5ヶ年間の目標数値を設定しており、例えば、「森をつくる」の分野では、愛媛県の間伐5ヶ年計画47,500ha(年間9,500ha)のうち森林環境税活用事業により、5ヶ年間で10,325haの目標数値を設定し、計画的に実施しており、また、税額については、第2期森林環境税のあり方を検討するにあたり、県民意見交換会や県民アンケートをはじめ、パブリック・コメントを実施するなどして、これらの意見等も参考に必要な事業に充てる財源の確保を図る一方で、新たな税率設定が過度の負担とならないよう、県民の理解と協力が得られる負担水準はどの程度であるかという観点から、現行の税額・税率を決定したとのことである。</p> <p>しかしながら、県内森林を適正に管理し、健全な姿で次世代に引き継ぐためには、相当の予算が必要であるとすれば、森林環境保全基金の基礎となる森林環境税の現行の税額が適正かどうかということにもつながる。森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策の遂行のためにどの程度の年数と費用が必要かを見積り、現行の森林環境税額の適正性について検証を行うことが必要である。</p>	<p>『相当の予算が必要になる』とは、仮に、県内約22万haの人工林を全て間伐するのであれば、相当の費用が必要であるとの意味である。特に、間伐作業は10～15年のサイクルで実施され、極論を言えば、森林整備に終期はないと考えている。こうした中、森林環境税の課税期間内において実施可能な目標数値を設定し、例えば、「森をつくる」の分野では、愛媛県の間伐計画年間9,500ha(5ヶ年間47,500ha)のうち森林環境税活用事業により、5ヶ年間で10,325haの目標数値を設定し、計画的に実施しているところであり、現行の県下の森林整備量等を十分に考慮し決定しており、適切であると考えている。また、税額については、第2期森林環境税のあり方を検討するにあたり、県民意見交換会や県民アンケートをはじめ、パブリック・コメントを実施するなどして、これらの意見等も参考に必要な事業に充てる財源の確保を図る一方で、新たな税率設定が過度の負担とならないよう、県民の理解と協力が得られる負担水準はどの程度であるかという観点から、現行の700円を決定したものであり、5ヶ年間の計画量等からも適正な税額であると考えている。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
40	意見	「愛育フィッシュ」普及推進事業費	「愛育フィッシュ」普及推進事業費について	農林水産部	漁政課	<p>当事業の目的は、養殖魚は天然魚より劣るという消費者の固定概念を払拭し、近年の養殖技術の発展による品質・安全性が共に高い愛媛県産養殖魚を県内含め全国にPRしていくことにあり、「愛育フィッシュ」というネーミングを定着させていくというものである。平成24年度は、イベント開催やプレゼントキャンペーンなど、効果が一時的なものしか実施されていないが、事業目的を達成するために、県として「愛育フィッシュ」の全国的な認知度向上・生産者の利益確保をどのように行っていくか、限られた財源の中で、いかに民間企業・マスコミを上手に巻き込んでPRしていくかについて、もう少し知恵を絞って頂きたい。プレゼントキャンペーンのようなものは、県が予算を使って行うべきものなのかは疑問が残る。</p> <p>イベント開催やプレゼントキャンペーンも一定の効果はあるかもしれないが、本来の事業目的からして、予算の有効活用とは言い難い側面がある。民間事業者の販路は首都圏・関西圏等の大消費地が相当規模を占めており、各事業者独自にPRを行っている。そのような現状で、県の魚類養殖の全体のイメージアップを図るためには、大消費地での「愛育フィッシュ」の認知度拡大と愛媛ブランドの価値形成が不可欠である。そのような実現には、「愛育フィッシュ」を活用したPRを相当長期間続けていく必要があるため、事業者のみならず、系統団体、流通、飲食など多様な業界と連携した取り組みが不可欠となる。</p> <p>また、県水産研究センター・愛媛大学南予水産研究センターを活用した養殖技術そのものの向上や付加価値を持たせた養殖魚の開発等に重点的に予算を投入していくことも重要ではなからうか。最終事業目的を果たすために何が必要で何が不要でないか、今一度この事業の行方について、考えていただきたいところである。</p>	<p>量販店や百貨店で「愛育フィッシュフェア」を開催することで、これら量販店等の情報発信力(店頭、広告等)を活用して「愛育フィッシュ」をPRするという基本的な事業フレームは、平成25年度同様、平成26年度も継続しているが、本年度からは、監査結果の意見を踏まえ、フェア開催エリアのマスコミ向けの情報発信を強化している。</p> <p>この結果、8月1日～3日に首都圏で実施したフェアでは、テレビ1社、新聞8社、その他マスコミ1社からの取材があり、これらの媒体を通じたPRにつながった。</p> <p>また、多様な業界との連携に関しては、全国チェーンのコンビニエンスストアと連携した「愛育フィッシュ」を使った商品の開発・販売、ビールメーカーの全国キャンペーンの中でのPRなど、水産物の流通事業者以外の事業者との連携にも、積極的に取り組んでいる。</p> <p>さらに養殖技術開発関係では、県水産研究センターでの取り組みとなるが、これまでもマハタやクエ、マグロなど市場価値の高い新たな養殖魚種の導入に取り組むとともに、現在は、市場からの期待も非常に高い「スマ」の養殖技術開発に重点的に取り組んでいる。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
41	意見	県産水産物消費拡大対策事業費	県産水産物消費拡大対策事業費について	農林水産部	漁政課	<p>当事業は、若年層の魚離れが深刻化する中、平成18年には肉類と魚介類の摂取量が逆転するなど、国内消費が伸び悩んでいる一方で、健康志向から水産物の栄養価が評価され、魚食への関心は高まっており、時代に合った魚食普及推進方法を見直し、多面的な普及活動を展開する必要があるため、平成22年度より開始した。平成22年度～24年度においては、「毎月第3水曜日は水産の日」というキャッチフレーズの下、「水産の日」普及のためのポスター・プロモーションビデオの作成・配布及びイベント等や既存のテレビ情報番組での魚食メニュー提案等を通じて普及促進を図ってきた。ただこの「水産の日」普及・定着がどこまで効果があったのかは十分な分析ができておらず、またその結果として魚食普及がどこまで推進されたのかも不明である。ただイベント等を実施するだけでは主催者側の自己満足に終わることが多々ある。そうならないためにも効果の検証を常に意識して頂きたい。</p> <p>当初計画は、平成22年～24年度の事業であったが、平成25年度も予算規模は縮小したものの、魚食普及活動に対する事業は継続している。若年層の魚離れに対しては、20代～40代の母親世代への働きかけが不可欠であることを考えると、この事業は有用であり、今後も継続して行っていくことが必要であると思われる。現状では予算規模が小さいため、大々的なPRを行うことは難しいが、様々な工夫をして消費者に直接働きかけることができるような機会の提供を今後も継続的に行って頂きたい。</p>	<p>監査結果の意見を踏まえ、平成26年度事業の実施に当たっては、関連事業との効果的な連携や量販店が企画する催事との協同実施など、限られた予算の中で、より波及効果の高い実施を目指している。</p> <p>具体的には、平成26年度事業で実施している生活情報フリーペーパーを活用した情報発信事業において、平成25年度に本事業で作成した「お魚レシピ」を活用するとともに、魚食普及PR事業（魚食PRのためのイベント事業）においても、同レシピのPRやフリーペーパーでの情報発信との連携を行っている。また、量販店が企画実施する地産地消フェアなどと連携することで、より実効性のある情報発信としている。</p> <p>なお、「水産の日」の普及定着も含めて、魚食普及の効果の検証については、個々の食生活は、年齢や性別、家族構成、収入、ライフスタイル等、様々な要素が影響することから、イベント時のアンケート調査といった少数のサンプリングでは、有意な動向を把握することは難しいが、今後、他部局で実施している県民意識調査等との連携も含めて、効果検証の方法について引き続き検討してまいりたい。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
42	意見	種子島周辺漁業対策事業費	種子島周辺漁業対策事業費について	農林水産部	水産課	<p>JAXAによるロケット打ち上げが重要な国家戦略であり、打ち上げを円滑に行うためには、海域利用が制限される漁業者に対する補償が必要であることは理解できる。ただ、平成22年度現在において指定海域で漁を行っている漁業者は、県内ではそれほど多くない。実際平成24年度の八幡浜漁協の製氷貯氷施設設置に関しては、関係している漁家の数は一けたに過ぎない。このため、ロケット打ち上げの影響と実際に行われている補助事業の因果関係が不明確であり、監査人には理解できない。このような因果関係の不明確な施設の建設等よりも直接的に影響する関係者に対しての営業補償を充実させていくべきものではなからうか。</p> <p>当事業は昭和43年度に開始された事業であり、地方分権等の流れの中で、国(文部科学省)の補助事業としての実施は平成16年度で終了し、平成17年度からは県が行う事業に要する経費の一部をJAXAが負担する形に変更されているものの、事業種目等には大きな変更はみられない。開始から45年が経過しており、現状に併せた変更など事業の実施方法や内容については、適宜検討していく必要がある。</p>	<p>当事業は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)によるロケット打ち上げが種子島周辺漁業に及ぼす影響に対処するため、関係漁業者のみならず、漁獲物が水揚げされるなど漁業に関係する地域の振興に繋がる共同利用施設等の整備ができる有意義な事業と考えている。</p> <p>事業の種目や内容については、現状や関係者の要望に沿うよう国と協議しながら対応していきたい。</p> <p>なお、個別の営業補償に対して、県は指導や意見を述べる立場にない。</p>

No	種別	対象事業	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
43	意見	農林水産研究所	研究成果のより一層の売り込みや商品開発の促進	農林水産部	農産園芸課	<p>農林水産研究所では①安定生産技術の開発、②新需要創出研究、③地域水源の活用・保全研究といった大きな目的に沿って、種々の研究を実施している。実際に現地に赴き、内容を視察し、話を伺った感想として、農林水産従事者及び県民に有益な研究を実施していると感じている。</p> <p>例えば低コスト野菜生産プラントなどは、初期投資が少なく済む工夫が多いにされており、生産者の負担が軽減し、生産効率を上げることができる状況になっていた。さらに、農産物の粉末化と加工品の開発では数種の作物の粉末化に成功するとともに、栄養や機能性成分の研究も実施されている。県は当該粉末について、愛媛調理専門製菓専門学校に加工食品の開発を依頼し、その中で介護食への活用について報告がされている。</p> <p>しかし、現時点では監査人は介護食が商品化されたという事は把握できていない。介護食品市場は、民間シンクタンクの調べによると、平成22年で978億円、平成23年には1,036億円(見込み)となっており、平成33年には1,577億円になると予測している。一方で、要介護者数等から介護食品のニーズを試算すると、約2兆5千億円と乖離が生じている状況にある。</p> <p>このような状況は、県が介護食品業界に対して、研究した粉末を売り出す格好の機会ではないだろうか。または、粉末を利用した6次産業商品を開発することも考えられるかも知れない。</p> <p>せっかくの研究成果を活かし、規格外作物を有効利用するために、県は上記のような状況を積極的に利用し、売り込みや商品開発の促進により一層努めて行って頂きたい。</p>	<p>「県産農林水産物の機能性成分評価・広報事業費」において、県内企業40社を訪問することで、商品化検討や需要調査を実施し、事業成果集500部、機能性成分広報集は4,000部印刷し学校・JA等にPRしてきたところであり、機能性研究会の開催により粉末の利用や商品開発の促進を図ってきており、平成26年度以降についても、機能性研究会や各専門学校、食品産業関係者等に対し、新たな農産物の加工技術や機能性成分に関する研究成果等があれば広報することとしている。また、研究成果を無駄にしないよう、県庁内や農林水産研究所での成果発表会を平成27年2月、3月に開催し、ブランド戦略課や営業本部等へ積極的にPRや協力を要請することとした。なお、産業技術研究所の協力により、介護食品につながるソフト食の開発を行ってきたが、コスト等の問題があり、現在は、全国有数の七草の産地である西条市における乾燥七草やフリーズドライした七草かゆなどの商品開発や大洲市や西条市で栽培されている畑わさびの廃棄されている葉や地下茎を使ったGABA富化ペースト等の新たな6次産業商品の開発に取り組んでいる。</p>